

2021 年度以前入学者向け注意事項

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教職課程カリキュラムに一部変更が発生しております。いずれの変更も教員免許状取得にあたっての履修に大きな影響がありますので内容を十分に確認するようにしてください。

○必修科目の新設

平成 28 年改正法において、ICT（情報通信技術）を活用した教育に関する科目（「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の科目、以下「ICT 科目」と言う。）が、教員免許状取得の必修科目として新設されます。

※2021 年度以前入学者には経過措置あり（後述）。

I. カリキュラム上の位置づけ

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（2019 年度以降入学者）

「教職課程及び指導法に関する科目」（2018 年度以前入学者）

II. 科目名・単位数・配当学年

教育における ICT 活用（中・高） ・ 1 単位 ・ 2 年以上

III. 必修となる対象

- ・ 2022 年度以降入学者
- ・ 2021 年度以前入学者のうち、経過措置対象外の者

IV. 経過措置の詳細

2021 年度までに入学 かつ在学時に以下の科目の単位を修得している場合は、「教育における ICT 活用（中・高）」を履修する必要はありません。

科目名	備考
教育方法・技術論（中・高）	2019 年度以降
教育方法研究（中・高）	2018 年度以前

※科目を設置する大学や履修年度に関わらず、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の要件を満たす授業科目を履修していれば、履修は不要となります。

○教員免許状施行規則第 66 条の 6 に定める科目の対象科目追加 <2019 年度以降入学者のみ対象>

平成 28 年改正法において、「情報機器の操作」が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に変更され、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2 単位が 66 条の 6 に定める科目として利用可能となります。

I. カリキュラム上の位置づけ

第 66 条の 6 に定める科目：「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」

II. 科目名・単位数・配当学年

対象科目は政治経済学部の教職課程 HP に掲載している履修年度毎の学部要項抜粋を確認してください。

III. 注意すべき点

- ・ 2022 年度以降に開講となる対象科目（上記 II.）を履修した場合の修得単位が有効となります。
- ・ 必ず「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又」2 単位もしくは「情報機器の操作」2 単位のいずれかを選択してください。

※「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」1 単位と「情報機器の操作」1 単位の組み合わせは不可のため十分注意してください。

以上